

上下水道課からのお知らせです

重要なお知らせ

下水道の供用開始区域において、ウェットティッシュ（溶水タイプも含む）や下着、タオル等が流され、ポンプが詰まる事案が多発しています。このような事態が起こりますと、下水道の維持管理費が増大するばかりでなく、ポンプなどが故障し、下水道が使用できなくなる恐れがあります。

下水道を気持ちよくご利用いただくために、皆様のご協力をお願いいたします。

■下水道への接続（排水設備工事）はお済みですか

台所、風呂場やトイレなどから流される汚水を下水道へ排水するために、住宅内に設置される排水管やマスなどを排水設備といいます。排水設備は個人の負担で設置し管理していただく私設の下水道で、個人の大切な財産です。

下水道が整備され利用できるようになった地域では、3年以内に下水道への接続をお願いします。

■排水設備工事は、排水設備指定工事店で

周防大島町では、排水設備工事に必要な専門的な

知識と技術を持ち、山口県下水道協会に登録された技術者のいる工事店を排水設備「指定工事店」として指定しています。

排水管の布設やトイレの改造工事が正しく行われないと、配管が詰まったり故障の原因となり、日常生活に支障が生じるだけでなく、下水道の機能にも悪影響を与える恐れがあります。そのため、必ず「指定工事店」で排水設備工事を行ってください。

■周防大島町排水設備指定工事店の新規登録受付

周防大島町では、公共下水道、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の排水設備工事について指定工事店制度を採用しています。

新規登録を希望する工事店は、受付期間内に申請してください。受け付け期間外の申請は受け付けることができませんのでご了承ください。

- ・受付期間 2月1日(月)～29日(月)
- ・指定手数料(4月の指定工事店証受け渡し時に納付)
1件につき 8,000円
- ・指定期間
平成28年4月1日～平成30年3月31日
- ・申請・問い合わせ 上下水道課 下水道班
☎0820(79)1011

浄化槽を設置されている皆様へ

設置された浄化槽は定期的に保守点検や清掃をしないと、適正な処理ができなくなり悪臭の原因となります。浄化槽設置者には浄化槽法に基づき、定期の保守点検と清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。

■保守点検・清掃について

保守点検とは、常に浄化槽を正常な状態に保つための定期検査のことで、浄化槽の点検、修理や消毒液の補充を行います。また、清掃は浄化槽に溜った汚泥等の引き抜きを行います。保守点検は山口県の登録を受けた保守点検業者に、清掃は周防大島町の許可を受けた業者に委託をしてください。

■法定検査について

法定検査とは、登録業者による保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽が十分な機能を発揮しているかを指定検査機関（一般社団法人山口県浄化槽協会）が確認する大変重要な検査で、設置者には法定検査を受ける義務があります。法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月から8カ月の間に受ける設置後等の水質検査（7条検査）と、その翌年から毎年1回受ける定期検査（11条検査）の2種類があります。

検査はいずれも有料で、料金は下記のとおりです。検査機関から検査の案内が届きましたら、忘れずに料金を納付し検査を受けてください。

法定検査料金（5・7・10人槽の場合）

7条検査 9,500円

11条検査 5,500円

（単独処理浄化槽は 4,200円）

■問い合わせ

柳井保健所 ☎0820(22)3631

上下水道課下水道班 ☎0820(79)1011

（一社）山口県浄化槽協会柳井支部

☎0820(22)4665